

○栗原市広告事業実施要綱

平成26年4月18日

告示第114号

改正平成28年3月24日告示第48号

令和3年3月31日告示第99号

令和5年3月31日告示第104号

栗原市有料広告掲載に関する要綱（平成19年栗原市告示第8号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、市有資産等を活用して行う広告事業を実施することにより市の新たな財源を確保し、もって市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図るため、広告事業に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市有資産等 市が保有する公有財産及び物品並びに市の印刷物等をいう。
- (2) 広告媒体 次に掲げる市有資産等であって、広告事業に活用するものをいう。
 - ア 市が発行する広告物及び印刷物
 - イ ウェブページ
 - ウ 土地、建物、車両、工作物等の物件
 - エ その他市長が適当と認める市有資産等
- (3) 広告事業 民間企業（株式会社、有限会社その他個人が経営する会社をいう。）及びその他民間団体（以下「民間企業等」という。）に、広告、宣伝等の媒体として市有資産等を活用させることにより、広告事業に係る料金（以下「広告料」という。）の収入を得る事業又は事務事業経費の縮減を図る事業であって、次に掲げるものをいう。
 - ア 広告媒体への広告の掲載又は掲出及び広告物の設置
 - イ 命名権の売却
 - ウ その他市長が必要と認める事業
- (4) 所管責任者 広告媒体となる市有資産等を所管する部、医療局、教育委員会事務局、農業委員会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員会事務局、議会事務局及び消防本部の長並びに会計管理者をいう。

（広告事業の基準）

第3条 市長は、広告事業を実施するときは、広告媒体の本来の目的に支障を生じさせないようにするとともに、その公共性に鑑み、社会的な信頼性及び公平性を損なうことのないよう十分配慮するものとする。

2 次の各号のいずれかに該当する広告事業は、行わないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの

- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 政党又は政治的目的と認めるもの
- (4) 宗教的活動と認めるもの
- (5) 社会問題についての主義主張に関するもの
- (6) 青少年の健全育成を害するもの
- (7) 個人を宣伝するもの
- (8) 美観風致を害するおそれのあるもの
- (9) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (10) その他広告事業として不相当であると市長が認めるもの

3 前2項に定めるもののほか、広告事業に関する基準（以下「事業実施基準」という。）は、別に定める。

（広告事業の実施方法）

第4条 所管責任者は、広告事業を実施しようとするときは、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める企画書に係る書類を添えて、企画部長に提出しなければならない。

(1) 第2条第3号ア又はウに掲げる広告事業（以下「広告掲載等事業」という。）
栗原市広告事業（広告掲載等）企画書（様式第1号）

(2) 第2条第3号イに掲げる広告事業（以下「命名権売却事業」という。） 栗原市広告事業（命名権売却）企画書（様式第2号）

2 企画部長は、前項の規定に基づく企画書を受理したときは、広告事業の実施の適否について次条に規定する栗原市広告審査委員会の審査に付さなければならない。

3 企画部長は、前項の規定により審査したときは、その結果を速やかに所管責任者に通知するものとする。

4 所管責任者は、前項の規定による通知を受けたときは、広告事業の実施について市長の決定を受けなければならない。

（広告審査委員会）

第5条 市長は、次に掲げる事項を審査するため、栗原市広告審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(1) 第2条第3号に規定する広告事業の実施、候補者の選定、広告の内容等に関すること。

(2) その他広告事業に関し必要な事項

2 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

3 委員長は企画部長の職にある者をもって充て、委員は次に掲げる職にある者をもって充てる。

(1) 総務部次長（複数の次長が置かれた場合にあつては、委員長が指名する次長）

(2) 総務部管財課長

(3) 総務部財政課長

(4) 企画部市政情報課デジタル行政推進室長

- 4 市長は、特別の事項を審査させるため必要があると認めるときは、委員会に臨時に委員を置くことができる。
- 5 前項に規定する委員は、委員長が指名する。
- 6 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(平28告示48・令3告示99・令5告示104・一部改正)

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員(前条第4項の規定による委員を含む。次項において同じ。)の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(広告事業の募集)

第7条 所管責任者は、委員会の審査を経て広告掲載等事業を実施するときは、次に掲げる事項を記載した募集要項を定め、募集を行うものとする。

- (1) 広告媒体の名称
 - (2) 広告の規格及び掲載位置
 - (3) 広告掲載期間
 - (4) 広告掲載料
 - (5) 募集方法
 - (6) 選定方法
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載等事業に関し必要な事項
- 2 所管責任者は、委員会の審査を経て命名権売却事業を実施するときは、次に掲げる事項を記載した募集要項を定め、募集を行うものとする。
 - (1) 命名権を売却する施設の名称及び所在地
 - (2) 売却する権利の内容
 - (3) 契約期間
 - (4) 希望契約金額
 - (5) 名称及び応募者の条件
 - (6) 選定方法
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、命名権売却事業に関し必要な事項
 - 3 市長は、広告事業の募集を行うときは、市の広報紙、ホームページ等に掲載して行うものとする。

(広告事業を行う事業者等の決定)

第8条 委員会は、広告事業の申込みがあったときは、この要綱、事業実施基準及び募集要項に定めた条件に基づき審査し、広告掲載等を行う事業者又は命名権を付与

する事業者（以下「広告事業者」という。）の候補者を選定しなければならない。ただし、広告事業の実施の適否を審査する委員会において、候補者の選定方法について委員会の審査を要しないと決定したときは、この限りでない。

（契約の締結）

第9条 市長は、前条の規定により選定された広告事業者の候補者が広告事業の相手方として適当と認めるときは、当該相手方と広告事業に関する契約書を締結する。

2 前項に規定する契約書には、原則として次に掲げる事項を記載するものとする。この場合において、市長は、広告媒体に応じ必要な事項を追加することができる。

- (1) 広告事業の種別及び広告媒体の名称
- (2) 広告の規格及び数量
- (3) 広告の掲載期間又は契約期間
- (4) 契約金額、支払いの時期及び方法
- (5) 広告案等の納入場所及び納入期限
- (6) 遵守事項

ア 広告主の責務

イ 権利義務の譲渡の禁止

ウ 秘密の保持

エ 市長が必要と認める事項

- (7) 契約の解除
- (8) 広告料の返還
- (9) 損害賠償に関する事項
- (10) 管轄裁判所
- (11) 協議

（庶務）

第10条 委員会の庶務は、企画部市政情報課デジタル行政推進室において処理する。

（平28告示48・令3告示99・令5告示104・一部改正）

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、広告事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

附 則（平成28年3月24日告示第48号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日告示第99号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月31日告示第104号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

企画部長 殿

所管責任者名

栗原市広告事業（広告掲載等）企画書

広告媒体の名称	
広告の規格	
広告掲載位置	
広告掲載料	
広告掲載期間	
募集方法	
その他広告掲載等に 関し必要な事項	

添付資料

- (1) 募集要項（案）
- (2) 広告掲載のイメージ図
- (3) 広告掲載料算定資料
- (4) 実施スケジュール
- (5) その他所管責任者が必要と認める資料

様式第2号（第4条関係）

年 月 日

企画部長 殿

所管責任者名

栗原市広告事業（命名権売却）企画書

対象施設名及び所在地	
施設概要	設置年度 設置目的 施設の主な事業
契約期間	年 月 日から 年 月 日まで
希望契約金額	
募集方法	
その他命名権売却に関し必要な事項	

添付資料

- (1) 募集要項（案）
- (2) 希望契約金額積算資料
- (3) 契約書（案）
- (4) 実施スケジュール
- (5) その他所管責任者が必要と認める資料

様式第1号（第4条関係）

（令5告示104・一部改正）

様式第2号（第4条関係）

（令5告示104・一部改正）

栗原市広告事業実施基準

(趣旨)

第1条 この基準は、栗原市広告事業実施要綱（平成26年栗原市告示第114号）第3条第3項に規定する基準として定めるものであり、広告媒体への広告掲載等の可否は、この基準に基づき判断を行うものとする。

(広告全般に関する基本的な考え方)

第2条 市の広告媒体に掲載する広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならないため、広告内容及び表現は、それにふさわしい信用性と信頼性を持てるものでなければならない。

(屋外広告に関する基本的な考え方)

第3条 屋外広告物（屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第2条第1項に規定される屋外広告物をいう。）の内容及びデザインについては、当該屋外広告物を掲出する地域の特性に配慮するとともに、周辺的美観風致を著しく阻害するものであってはならない。

(個別の基準)

第4条 この基準に規定するもののほか、広告媒体の性質に応じて、広告内容及びデザイン等に関する個別の基準が必要な場合は、別途基準を作成することができる。

(規制業種又は事業者)

第5条 次の各号に定める業種又は事業を営む者の広告は掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）で、風俗営業と規定される業種
- (2) 風俗営業類似の業種
- (3) 消費者金融
- (4) ギャンブルにかかるもの
- (5) 法律の定めのない医療類似行為を行う施設
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）又は会社更生法（平成14年法律第154号）による再生手続又は更正手続中の事業者
- (7) 各種法令に違反しているもの
- (8) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
- (9) 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や事業者
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市の広告媒体に掲載する広告として不適切であると市長が認めるもの

(掲載基準)

第6条 次の各号に定めるものは、広告媒体に掲載しない。

- (1) 次のいずれかに該当するもの
 - ア 人権侵害、差別、名誉毀損のおそれがあるもの

- イ 法律で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品などの不適切な商品又はサービスを提供するもの
 - ウ 他を誹謗、中傷又は排斥するもの
 - エ 市の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの
 - オ 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれのあるもの
 - カ 社会的に不適切なもの
 - キ 国内世論が大きく分かれているもの
- (2) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの
- ア 誇大な表現、根拠のない表示や誤解を招くような表現
 - イ 射幸心を著しくあおる表現
 - ウ 人材募集広告については労働基準法等関係法令を遵守していないもの
 - エ 虚偽の内容を表示するもの
 - オ 法令等で認められていない業種・商法・商品
 - カ 国家資格等に基づかない者が行う療法等
 - キ 責任の所在が明確でないもの
- (3) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの
- ア 水着、裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの。ただし、出品作品の一例又は広告内容に関連する等、表示する必然性がある場合は、その都度、適否を検討するものとする
 - イ 暴力や犯罪を肯定し助長するような表現
 - ウ 残酷な描写等、善良な風俗に反するような表現
 - エ 暴力又はわいせつ性を連想・想起させるもの
 - オ ギャンブル等を肯定するもの
 - カ 青少年の人体・精神・教育に有害なもの
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市の広告媒体に掲載する広告として不適切であると市長が認めるもの

(ウェブページに関する基準)

第7条 ウェブページへの広告に関しては、ウェブページに掲載する広告だけでなく、当該広告がリンクしているウェブページの内容についてもこの基準を適用する。

附 則

(実施期日)

この基準は、平成19年1月24日から実施する。

附 則

この基準は、平成19年6月7日から実施する。

附 則

この基準は、平成26年4月18日から実施する。